

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく
防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における
防災体制や関係機関における協力体制の実効性
の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制や
マニュアルに定められた手順の確認
- ③「島根地域の緊急時対応」策定に向けた
避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時
対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び
原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和元年11月8日(金)、9日(土)、10日(日)

3 訓練の対象となる原子力事業所

中国電力株式会社 島根原子力発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市ほか関係県市町村

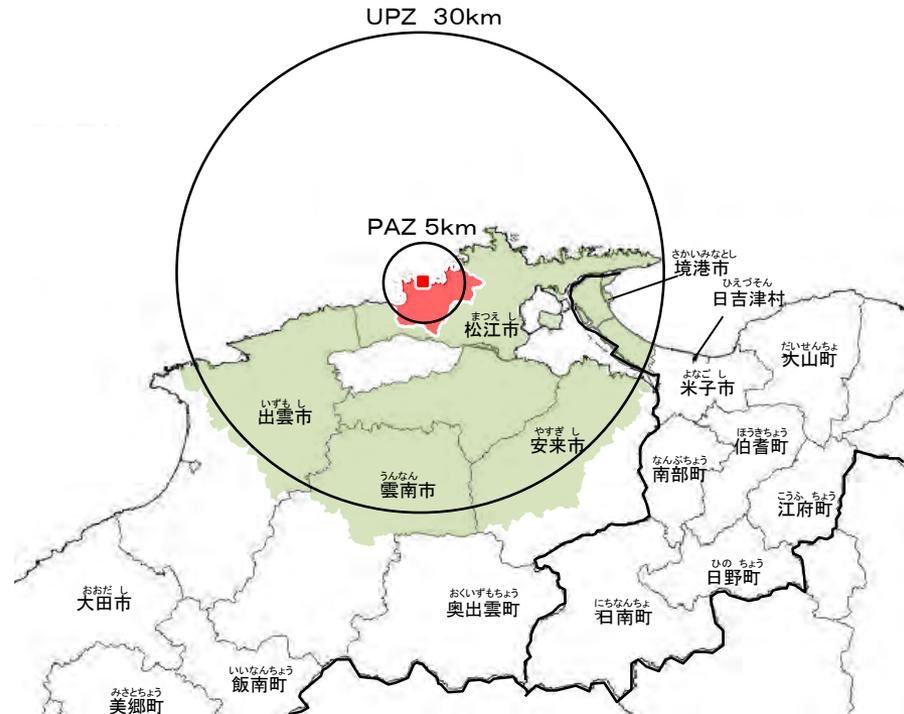
事業者:中国電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立訓練
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練
- (3)県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練



出典: テクノコ白地図イラスト (<http://technocco.jp/>) をもとに内閣府(原子力防災)作成
※PAZ(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone
※UPZ(緊急防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone

令和元年度原子力総合防災訓練の概要

	1日目	2日目	3日目
午前		<p>OPAZ内の要配慮者の避難等の 実動避難訓練</p> <p>全面緊急事態発生</p> <p>全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による防護 措置の実施方針等に係る意思決定 訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○15条事象発生報告・上申 ○緊急事態宣言 ○複合災害に対応した原子力災害対策本 部・非常災害対策本部合同会議運営 	<p>全面緊急事態への対応 (住民避難等の実動訓練等)</p> <p><機能別訓練②> ・UPZ内住民の一時移転</p>
午後	<p>地震発生により警戒事態発生</p> <p>警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立訓練)</p> <p>施設敷地緊急事態発生</p> <p>施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による 防護措置の実施方針等に係る意 思決定訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会・内閣府原子 力事故対策本部会議運営 ○複合災害に対応した非常災害対 策本部・原子力事故対策本部合同 会議運営 	<p>事業者訓練(事態収束活動)</p> <p>全面緊急事態への対応 (住民避難等の実動訓練等)</p> <p><機能別訓練①> ・PAZ内の住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避</p>	